

たつて、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的として創設された制度です。

・制度の特徴

中小企業者が認定経営革新等支援機関の力を借りながら、経営改善に取り組み場合に信用保証料を減免(概ね▲0.2%)し、金融面だけではなく、経営の状態を改善する取り組みを強力にサポートします。

中小企業者は、認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定・実行し、その進捗を金融機関に対して四半期毎報告していただきます。(金融機関は経営支援の実施状況を含め信用保証協会に対して年1回の報告をします。)

お問い合わせは、  
千葉県信用保証協会  
本店期中支援課  
☎043(221)8113  
千葉県信用保証協会ホームページ  
<http://www.chiba-cgc.or.jp/>

## 相談日

■市民相談	執務時間内/場所・問合せ=生活課(2階)☎(20)1505
■結婚相談(登録制)	執務時間内/場所・問合せ=生活課(2階)☎(20)1505
■無料法律相談(予約制)	4月11日④ 13時~15時/場所=市役所5階504会議室 4月23日④ 13時~15時/場所=市役所5階505会議室/問合せ=生活課(2階)☎(20)1505
■交通事故相談(予約不要)	4月の相談はありません。5月24日④ 10時~15時/場所=市役所5階505会議室/問合せ=生活課(2階)☎(20)1505
■人権・行政相談	4月9日④13時~16時/場所=市役所5階504会議室 4月25日④13時~16時/場所=本納公民館/問合せ=生活課(2階)☎(20)1505
■消費生活相談	月~金曜日 相談受付時間9時30分~16時(12時~13時までを除く)/場所・問合せ=市消費生活センター(生活課内)☎(20)1101
■歯科相談・栄養相談	(要電話予約)4月1日④、5月13日④10時~12時、13時~16時/場所・問合せ=保健センター☎(25)1725
■乳児相談	4月25日④(平成24年6月生)/受付=9時30分~10時、13時30分~14時/保健センター☎(25)1725
■1歳6か月児の健康診査	4月16日④(平成23年10月生)/受付=13時~13時20分/場所・問合せ=保健センター☎(25)1725
■3歳児の健康診査	4月17日④(平成21年10月生)/受付=13時~13時20分/場所・問合せ=保健センター☎(25)1725
■なんでも健康相談	月~金曜日 10時~12時、13時~16時/場所・問合せ=保健センター☎(25)1725
■もばらっこ子育て相談(予約制)	①[子育て相談](要予約)4月22日④ 10時30分~16時30分/内容=子育て、発育、発達に関すること/対象=就学前までの親子②[ことばの相談](要予約)4月22日④、23日④ 9時30分~15時/ことばに関すること/対象=就学前までの親子/場所・問合せ=保健センター☎(25)1725
■家庭児童相談母子相談	執務時間内/内容=子育て、児童虐待、家庭問題、DV問題など/場所・問合せ=子育て家庭相談室(2階)☎(23)5500
■保育相談	月~金曜日 10時~15時/場所・問合せ=各市立保育所または子育て支援課(2階)☎(20)1573
■心配ごと相談	毎週水曜日 9時~15時/場所=総合市民センター/問合せ=社会福祉協議会☎(23)1969
■無料法律相談	4月24日④ 13時~16時(要電話予約)/場所=総合市民センター/問合せ=社会福祉協議会☎(23)1969
■健康相談	毎週火・水・金曜日 13時~16時/場所・問合せ=総合市民センター☎(24)9511
■ボランティア相談	毎週金曜日 10時~15時/場所=総合市民センター/問合せ=社会福祉協議会☎(23)1969
■家庭教育相談	毎週月・火・水・金曜日 9時~17時(月曜日のみ9時~12時)/場所・問合せ=生涯学習課(9階)☎(20)1559
■少年相談	執務時間内/場所・問合せ=青少年指導センター☎(22)4466
■高齢者総合相談	24時間体制/場所・問合せ=茂原市在宅介護支援センター 長生共楽園☎(22)8866、実恵園☎(34)5808、光風荘☎(34)9100、しょうじゅの里茂原☎(27)1165、真名実恵園☎(27)3356、フローラもばら☎(20)1110、もばら和光苑☎(27)1113
■無料法律相談	千葉県では無料法律相談を実施しています。/問合せ=県総合企画部報道広報課広聴室☎043(223)2249
■県民相談	執務時間内/場所・問合せ=長生地域振興事務所地域振興課☎(25)7830
■教育相談	執務時間内/場所・問合せ=東上総教育事務所相談室☎(23)4460
■長生健康福祉センター	こころの健康相談(予約制)/問合せ=長生健康福祉センター(長生保健所)☎(22)5167 子どもの発達相談、未熟児健康相談(整形外科的な相談)、療育相談、女性のための健康相談、不妊相談、DV相談(電話、面接)、結核接触者検診、結核管理検診、エイズ検査、肝炎ウイルス検査、骨髄バンクドナー登録受付、腸内細菌検査(検便)などを行っています。/場所・問合せ=長生健康福祉センター(長生保健所)☎(22)5167(太字は予約制)
■障害を理由に差別をされたり、つらい思いをしたら相談してください	千葉県障害者条例 長生圏域相談電話番号☎(26)1510